

8-3-4 デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮に関する ガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document for the EU timber regulation: Consideration of prevalence of armed conflict and sanctions in due diligence systems](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20conflict%20timber_EG%20Agreed.pdf

EU 木材規則に関するガイダンス文書²³：

デューデリジェンス・システムにおける武力紛争の蔓延および制裁の考慮

本案は、欧州委員会によって採択または承認されていない。本書で表明されている見解は欧州委員会サービス部門の予備的見解であり、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。本書の情報は、議論の対象となっている加盟国または主体のみに向けて発信されたものであり、秘密または部外秘の情報が含まれている可能性がある。

関連法：EUTR — 前文 (3) および第 6 条 (1) 項 (b) 号

A. 武力紛争の蔓延および制裁の考慮

EU 木材規則 (EUTR) の前文 (3) は、違法伐採が武力紛争につながる可能性を指摘している。事業者は、第 6 条 (1) 項 (b) 号に基づいて、違法に伐採された木材が EU 市場に出荷されるリスクを分析・評価するために、デューデリジェンス・システムに関連リスク評価基準を導入しなければならない。同リスク基準には、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に課している制裁を考慮することが含まれる。

EUTR には「武力紛争の蔓延」の運用上の定義が含まれていないが²⁴、EUTR の目的上、加盟国の管轄官庁および事業者は、紛争鉱物に関する規則 (EU) 2017/821²⁵ (紛争鉱物規

²³ 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

²⁴ 第 6 条 (1) 項 (b) を参照。

²⁵ 紛争地域および高リスク地域を原産とする錫、タンタル、タングステン、それらの鉱石、および金に対する EU 輸入者のサプライチェーン・デューデリジェンスの義務を定める 2017 年 5 月 17 日付の欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2017/821。

則) に示された以下の「紛争地域および高リスク地域」の定義を特に考慮した上で、同リスク評価基準を適用することが推奨される。

「紛争地域および高リスク地域とは、武力紛争の状態または紛争終結後の脆弱な状態にある地域、ならびに破綻国家のように統治や治安が弱いまたは存在せず、人権侵害を含む国際法違反が広範囲かつ組織的に横行している地域を意味する」

規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149²⁶のセクション 3「紛争地域および高リスク地域の定義の理解」には、この定義の主要要素を含めたより詳しい説明が記載されている。

EUTR は、事業者のデューデリジェンス・システムの一部である関連リスク評価基準の 1 つとして、国連安全保障理事会または欧州連合理事会が木材の輸出入に対して課している制裁も明示的に列記している。同制裁に関する情報は、国連²⁷および欧州委員会²⁸のウェブサイトに掲載されている。これらの制裁は「木材の輸出入」を特に対象としていない場合もあるが、木材・木材製品の積み荷が、制裁の対象である主体（特に、木材会社、加工会社、輸出会社）または個人（特に、関連会社の受益所有者、経営者および従業員、請負業者）と関連している可能性があることに留意する必要がある。各国政府のウォッチリスト情報を確認するという方法もある²⁹。

B. ガイダンス

「武力紛争の蔓延」に関する判断において、事業者は、1つの情報源だけに頼るべきではない。国際機関や政府の情報源、市民社会団体の報告書、学術誌などあらゆる手段によってデューデリジェンス・システムに役立つ情報を得ることができる。欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149 のセクション 4 には、当局や企業が紛争地域および高リスク地域を特定しやすいように、関連するオープンソース情報に関する例示的かつ非網羅的なリストが掲載されている。また、その他の国または地域の情報源（例：EU 加盟国や第三国の外務省ホームページ）もこれらに関する最新情報を提供している。武力紛争の蔓延状況は全国的に均一とは限らないことを認識する必要があり、デューデリジェンス・システムは、特定の地域レベル

²⁶ 規則 (EU) 2017/821 に基づいた紛争地域および高リスク地域その他サプライチェーンのリスクを特定するための拘束力のない指針に関する欧州委員会勧告 (EU) 2018/1149、<https://eurlex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018H1149&from=EN>

²⁷ <https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/un-sc-consolidated-list>

²⁸ http://ec.europa.eu/dgs/fpi/what-we-do/sanctions_en.htm を参照。「施行中の制限措置（制裁）」の最新リスト、「EU 金融制裁の対象となる個人・団体の統合リスト」および「金融制裁統合リスト (PDF)」

²⁹ 例：OFAC（米国財務省外国資産管理局）の特別指定リスト。

やサプライチェーンにおけるリスクの差を識別できる強固なものでなければならない。

「武力紛争の蔓延」の評価において、デューデリジェンス・システムは、林業部門が暴力的紛争の影響を受けている状況や、同部門が暴力的紛争の発生・継続に寄与し、国家の発展、良い統治、法の支配に向けた国の取り組みを損ねている状況を特定する必要がある。またデューデリジェンス・システムは、EUTR 対象の製品が、紛争に関わる当事者によって伐採・取引・輸出されたかどうかを判断できる強力なものでなければならない。事業者は、想定された伐採時期に武力紛争が蔓延しているかどうかを意識することも重要である。同様に、デューデリジェンス・システムは、制裁対象の個人・企業がサプライチェーンに関わっているかどうかを判断できるほど堅牢堅固でなければならない。そのために事業者は、木材製品の代金を誰にまたはどこに支払うかを考慮する必要がある。

武力紛争の蔓延という観点でデューデリジェンスを実施するには、紛争地域および高リスク地域において、法の執行が欠如した状況で伐採された木材・木材製品が流通するサプライチェーンのリスクを特定・評価する必要がある。

事業者は、武力紛争の蔓延、違法伐採およびそれに伴う木材取引との関係性を評価するために、以下を考慮する必要がある。

- 木材サプライチェーンのいずれかの工程が紛争地域および高リスク地域に含まれているか否か、ならびにリスクが特に高い場所および時期。
- 木材の違法伐採または違法取引が、暴力その他国際人権法の重大な違反の資金源として利用されているという情報があるか否か。
- 治安部隊（軍隊、警察など）や武装集団が木材・木材製品の搾取（伐採、取引、輸出など）にどの程度関わっているか（合法的に伐採された木材の生産・輸送を阻止し、金銭を強要することを含む）。
- 現地の統治・治安の破綻が、木材伐採の影響を受ける使用・保有権など第三者の法的権利に関する適用法に違反するリスクを大幅に高めることに寄与しているか否か。木材伐採に関連した適用法が、広範な意味での犯罪行為（例：奴隷のような労働）によって違反されているすべてのケースにおいて、それらの慣行が一般的に知られ、関連情報も公表されている場合、そのような犯罪的慣行は厳密な意味での違法性リスクを高めるため、リスク評価の考慮に入れる必要がある。

関連する場合、事業者は、明確かつ一貫性のある手順で武力紛争の蔓延に関するリスク評

価を行わなければならない。また事業者は、リスク低減措置の決定がどのように下され、リスクの度合いをどのように判断したかを具体的に示せなければならない³⁰。

事業者は、武力紛争の蔓延、ならびに国連安全保障理事会または欧州連合理事会による制裁に関して、以下を含む具体的な措置を検討する必要がある。

- 所有権（受益所有者を含む）およびサプライヤーとその関連会社の企業構造（会社役員および取締役の氏名を含む）、ならびに企業・幹部のビジネス上または政府との関係、政治的・軍事的つながり（特に非国家武装集団または国・民間の治安部隊との潜在的関係に着目）に関する情報の取得³¹。
- 武装集団に対して一切の支払いが行われていないことを確認するためにサプライヤーから取得した、独立監査を受けた³²フォレンジック調査・財務報告書。例としては、武装集団が支配する地域で木材を輸送するために、国の適用法に違反して行う支払いが挙げられる（国家、非国家または関連集団を問わず）。

事業者は、確認された違法伐採・慣行のリスクが無視できないレベルである場合、新たなリスク評価を行った後に緩和措置を講じるか³³、当該木材または木材製品を EU 市場に出荷することを控えなければならない。様々なリスク低減措置を組み合わせることによって、リスクを無視できるレベルに効果的に軽減しなければならない。あらゆる緩和措置³⁴を取ってもリスクを無視できるレベルに軽減できない場合、事業者は当該木材を EU 市場に出荷することを控えなければならない。EUTR 管轄官庁は、定期的に見直されるリスク関連の検査計画を策定する際に、違法伐採のリスクと武力紛争の蔓延につながる慣行および制裁の存在も十分に考慮しなければならない。

³⁰ 欧州委員会実施規則（EU）607/2012 の第 5 条 2 項を参照。

³¹ OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス（第 3 版）、<http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-MineralsEdition3.pdf>

³² セクション 6 を参照。

³³ リスク監査措置のセクションを参照。

³⁴ リスク低減措置のセクションを参照。